4.2.　3.3.の⑱及び3.4.の⑫については、次に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれに定める基準に適合するものであること。この基準に適合するにあたっては、必要な情報提供に努めること。

4.2.1.　専ら乗用の用に供する乗車定員９人以下の自動車又は車両総重量3.5ｔ以下の自動車協定規則第154号の附則Ｃ１の規則1.1.、1.2.、1.3.1.及び1.3.2.の規定。なお、本規定への適合に際し、協定規則第154号の附則Ｃ１の付録２に規定する方法とする。

4.2.2.　車両総重量3.5ｔ超の自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員９人以下の自動車を除く。）世界統一技術規則第25号の規則5.1.及び6.3.3.の規定。また、自動車の登録日から６年又は総走行距離と仮想距離の合計が15万㎞のいずれかを迎えるまで、世界統一技術規則第25号の規則6.4.に規定する方法により、バッテリーＳＯＣＥが70％を下回らないこと。

4.3.　専ら乗用の用に供する乗車定員９人以下の自動車又は車両総重量3.5ｔ以下の自動車であって、3.3.の⑳及び3.4.の⑭について、仮想距離を申請する場合にあっては、協定規則第154号の附則Ｃ１の規則1.3.3.の規定に適合するものであること。

5.　情報アクセス・記録の対改ざん性

5.1.　車載式燃料・電力消費等測定装置に記録される情報へのアクセスについては、5.1.1.から5.1.3.までの各号に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれに定める基準に適合するものであること。なお、5.1.1.から5.1.3.までの各号で引用して適用する規格に関しては、試験機関が認めた場合には、より新しい規格を用いてもよい。

5.1.1.　専ら乗用の用に供する乗車定員９人以下の自動車又は車両総重量3.5ｔ以下の自動車

協定規則第154号の附則Ｃ５付録１の6.5.3.1.(a)及び6.5.3.2.(a)、(c)、(e)、(f)又は(g)の規定を満たすものであること。

5.1.2.・5.1.3.　（略）

5.2.　5.1.1.で引用する協定規則第154号の附則Ｃ５付録１の6.5.3.2.(a)、(e)、(f)又は(g)に規定するリセットに関する要件は適用しないものとする。5.3.及び5.4.の規定にかかわらずライフタイム値については、車両完成時から保持されなければならない。

5.3.・5.4.　（略）

5.5.　5.2.の規定にかかわらずライフタイム値が保持されなくなった場合には、保持されなくなった事実を記録し、容易に当該記録を消去することができないようにすること。なお、法第75条第４項の規定及び施行規則第62条の６第１項の規定による検査の際、当該記録がされていない状態であること。

5.　情報アクセス・記録の対改ざん性

5.1.　車載式燃料・電力消費等測定装置に記録される情報へのアクセスについては、5.1.1.から5.1.3.までの各号に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれに定める基準に適合するものであること。なお、5.1.1.から5.1.3.までの各号で引用して適用する規格に関しては、試験機関が認めた場合には、より新しい規格を用いてもよい。

5.1.1.　専ら乗用の用に供する乗車定員９人以下の自動車又は車両総重量3.5ｔ以下の自動車

協定規則第154号第２改訂版補足第２改訂版若しくは協定規則第154号の附則Ｃ５付録１の6.5.3.1.(a)及び6.5.3.2.(a)、(c)、(e)又は(f)の規定を満たすものであること。なお、3.3.及び3.4.に掲げる自動車においては、ＳＡＥ　Ｊ1979―３の規定を使用してよいものとする。

5.1.2.・5.1.3.　（略）

5.2.　5.1.1.で引用する協定規則第154号第２改訂版又は協定規則第154号の附則Ｃ５付録１の6.5.3.2.(a)、(e)又は(f)に規定するリセットに関する要件は適用しないものとする。5.3.及び5.4.の規定にかかわらずライフタイム値については、車両完成時から保持されなければならない。

5.3.・5.4.　（略）

5.5.　自動車製作者等は、車載式燃料・電力消費等測定装置に対し自動車製作者等が認めた改造以外の改造を抑止するための機能を備えるものとする。自動車製作者等は、改造が車両の診断、整備、点検、装備の後付又は修理のために必要な場合には、改造を認めるものとする。

取り外しが可能な校正メモリチップは、埋め込まれる、密封された容器に収納される又は電子アルゴリズムで保護されるものとし、専門的な工具又は手順を用いなければ変更できないものとする。

電気的に消去及びプログラミングが可能なリードオンリーメモリ、ＥＥＰＲＯＭ等のプログラミング可能なコンピュータコードシステムを使用する自動車製作者等は、不正の再プログラミングを抑止するものとする。自動車製作者等は、強固な改ざん防止手段と自動車製作者等が維持するオフサイトコンピュータへの電子アクセスを要求する書き込み防止機能を採用するものとする。

5.2.の規定にかかわらずライフタイム値が保持されなくなった場合には、保持されなくなった事実を記録し、容易に当該記録を消去することができないようにすること。